

戸籍に関する証明書は、郵送で取り寄せることができます。

戸籍謄抄本等は、本籍地の市区町村役場で交付されます。本籍を太田市においていない方は、太田市役所で交付が受けられませんが、本籍地の市区町村役場に直接出かけられない時は郵送で請求することができます。その請求は、市が代わって行うことはできませんので、ご自身で本籍地に直接請求してください。

郵送請求は必ず封筒でお願いします。手数料等が必要となりますので、電話やハガキでの請求はできません。

1. 戸籍に関する証明書の交付請求書（右側用紙）を記入してください。

請求書には、もれなく記入してください。

2. 手数料分の定額小為替を郵便局で購入してください。

（市区町村によっては定額小為替を扱っていない場合がありますので、直接本籍地の市区町村にお問い合わせください。）

3. 請求者の住所が記載してある身分証明書を添付してください。

（運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード等の写し等）

4. 返信用の封筒に、返信先を書いて、切手をはってください。

切手は、通常送付の場合84円ですが、通数等で94円、或いはそれ以上になる場合がありますので、ご注意ください。

上記の1～4を1つの封筒に入れて、市区町村役場あてに郵送してください。

市区町村役場に請求書が届きますと、書類を作成し送付されます。

注意事項

本籍・筆頭者が違っていると交付できない場合がありますので、正確に記入してください。

原則、請求者の住所地へ送付します。

・ 必要な戸籍と請求者との関係、理由によって交付できない場合があります。

・ 身分証明書が請求できるのは、本人だけです。

市区町村によって手数料が異なりますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください。

日数には余裕をもって請求してください。お急ぎの方は速達を御利用ください。

戸籍謄本・抄本等を偽りその他不正の手段により交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。（戸籍法第133条）

送付先 市区町村役場記入メモ

〒 _____

TEL (_____) _____

戸籍に関する証明書（戸籍謄抄本等）の交付請求書

（提出先） 市町村長 あて 令和 年 月 日

本 籍			
筆 頭 者 氏 名			
ほしい人の 氏 名			
必要な書類を○で囲んで、通数を記入してください。			
全部事項証明書 （戸籍謄本）	通	改製原戸籍謄本	通
個人事項証明書 （戸籍抄本）	通	改製原戸籍抄本	通
除 籍 謄 本	通	戸籍の附票 （全部・個人）	通
除 籍 抄 本	通	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者を記載する （記載希望は <input type="checkbox"/> にチェック）	
身分証明書	通		通
必要事項 使いみち	例 相続のため、○○××さんの出生から死亡までの戸籍謄本 廃車手続きで太田市××町△△番地記載のある戸籍の附票		
請求者	住所		
	氏名	印	
	欲しい人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 (_____)	
	昼間連絡の取 れる電話番号	電話	(_____)

戸籍関係証明書手数料一覧

種類	単位	金額
戸籍全部事項証明	1通	450円
戸籍個人事項証明	1通	450円
戸籍一部事項証明	1通	450円
除籍全部事項証明	1通	750円
除籍個人事項証明	1通	750円
除籍一部事項証明	1通	750円
改製原戸籍謄本	1通	750円
改製原戸籍抄本	1通	750円
戸籍届記載事項証明	1件	350円
戸籍記載事項証明	1件	350円
除籍記載事項証明	1件	450円
除籍謄本	1通	750円
除籍抄本	1通	750円
戸籍の附票	1通	300円
戸籍の除附票	1通	300円
戸籍届受理証明書(上質紙使用)	1通	1,400円
戸籍届受理証明書(普通版)	1通	350円
身分証明	1通	300円
年齢証明	1通	無料
分娩証明	1通	無料

※ 太田市手数料条例による